



(シンボルマーク)

リサイクル可能なガラスびんです。

分別排出をわかりやすくします



ガラスびんリサイクルマーク

ガラスびんはリサイクルをすれば
何度でもガラスびんに生まれかわるサステナブルな容器です。
使い終わったガラスびんを分別排出して再生利用することで、
資源循環のみならずCO₂排出量と廃棄物の削減にもなり、
環境負荷の低減につながります。

マークの種類



ガラスびん



リターナブル

分別排出の対象であるかどうかは、マークの有無にかかわらず、裏面「リサイクル可能なガラスびん」をご確認ください。

ガラスびんの分別排出を促進するため、みなさまのご協力をお願いします。

日本ガラスびん協会

リサイクル可能なガラスびん

リサイクルできる

- 国内で製造・販売されるガラスびんであること。
- 国内での販売・利用を目的に輸入されるガラスびん入り製品であること。
- 「ワンウェイびん」もしくはリユースが可能な「リターナブルびん（一升びん、ビールびん、牛乳びん等）」であること。



ワンウェイびん



リターナブルびん

リサイクルできない

- 陶磁器など、ガラスびん以外の製品には表示できません。
- コップや花瓶など、ガラスびん以外のガラス製品には表示できません。
- 耐熱ガラスやクリスタルガラスなど組成の異なるガラス製品及び乳白色のびんには表示できません。



包装容器の分別収集・リサイクルの推進を目的とした素材を識別する表示マーク

	プラ	紙	ガラス	PET	スチール缶	アルミ缶	紙パック	段ボール
再商品化義務	○	○	○	○	×	×	×	×
識別表示義務 (指定表示製品)	○	○	×	○	○	○	×	×
			自主認定				自主認定	自主認定
識別表示マーク等								

- ガラスびんは「容器包装リサイクル法^{※1}」で定められた「再商品化義務」のある容器です。
- ガラスびんは「資源有効利用促進法^{※2}」で指定された「指定表示製品」ではありませんが、「びん to びん」水平リサイクルの推進とリサイクル率の向上による循環型社会への貢献を目指し、令和7年3月25日に『（自主認定）ガラスびんリサイクルマーク』を定めました。

※1 容器包装リサイクル法＝平成7年（1995年）6月制定、平成9年（1997年）4月本格施行 ※2 資源有効利用促進法＝平成13年（2001年）4月施行され、5種容器の識別表示を義務化

消費者のみなさまへのお願い

①

『ガラスびんリサイクルマーク』のあるガラスびんはリサイクルできますので、お住まいの自治体のルールに従って分別排出してください。



②

『ガラスびんリサイクルマーク』の表示がない「リサイクルできるガラスびん」も再商品化義務の対象容器包装です。資源の分別排出にご協力ください。



③

分別排出の際、①キャップを取る、②中をサッとゆすぐ、③リサイクルできないものは混ぜないにご協力ください。



綺麗にしてから排出!



リサイクルできないものは混ぜない